

愛知県立小牧高等学校部活動に係る活動方針

1 目標

- (1) 学校教育の一環として実施する。
- (2) 生徒の健全な精神と強健な身体の養成を行う。
- (3) 技術・競技力の向上とともに、個性の伸長と生涯教育の一環として、豊かな人間性を育てる。

2 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動

①運動部

野球・水泳・サッカー・陸上競技・男子テニス・女子ソフトテニス・卓球・バレーボール・バスケットボール・バドミントン・剣道・体操・ソフトボール

②文化部

演劇・美術・吹奏楽・写真・家政・茶華道・アニメ漫画

③同好会

雑草友の会

(2) 活動時間及び日数について

①活動時間学期中：平日 2時間程度、休日等 3時間程度（練習試合や大会等は除く）
ただし、準備運動・整理運動、準備・片付けの時間はこれに含まない。

長期休業中：3時間程度（練習試合や大会等は除く）

ただし、準備運動・整理運動、準備・片付けの時間はこれに含まない。

②休養日：平日1日以上、休日等1日（「土曜半日、日曜半日」も含む）以上の週2日以上とする。

ただし、各種大会やコンクール等が開催される時期において基準以上に活動する場合は、休息期に休養日を十分に確保する。その際は、「休養日の活動願」を提出する。

③その他

・定期考査1週間前（土日を含む）は部活動を行わない。大会等がある場合は学校長の許可を得る。

・年末年始等の学校閉庁日には部活動を行わない。大会等がある場合は学校長の許可を得る。

(3) 大会参加

部活動として参加する大会は、以下の点に該当するものとする。

①県高体連・高野連・高文連が主催、共催の大会とする。

②その他の大会については、学校長が許可した大会のみ参加を認める（ただし、生徒の健康面・学習面には十分配慮する）。

3 部活動の運営上の留意事項

(1) 体罰等の禁止

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等は決して許されないものであると認識を持ち、体罰等のない指導を徹底する。

(2) 保護者の理解と協力

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針・活動計画・活動時間・休養日等を明確にし、保護者に示す。

(3) 事故防止

熱中症の予防、アナフィラキシー・ショックや落雷の回避等、生徒の健康・安全の管理を徹底するとともに、活動場所の施設・設備等の安全点検を実施し、事故の防止に努める。